

令和8年度

さが「きらめく」産業創生応援事業 (新技術・新製品開発等補助金)

県内ものづくり事業者が取り組む、新技術・新製品開発や知的財産の活用、事業多角化に挑戦する経費の一部を助成します。

募集期間 令和8年4月1日(水)～5月12日(火)

事業内容

新技術・新製品開発

DX/GXの実現に向けた新技術・新製品の開発、基盤技術の高度化に向けた取り組みを支援します

知財開発

他者が有する知的財産(開放特許、製造ノウハウ等)を活用した新製品・新技術開発を行う取り組みを支援します

事業多角化

自社のこれまでの既存事業から新たな分野や市場へ挑戦する取り組み(商品開発や販促プロモーション)を支援します

対象となる事業

消耗品費、備品費、報償費、費用弁償、役務費、委託料、賃借料、知財関連経費等

補助対象者	補助率	補助限度額	補助期間
中小企業者 (佐賀県内に開発する工場等 事業所がある)	2/3以内	(上限額) 1,000万円	交付決定日から 令和9年1月29日
		(下限額) 100万円	

※事業多角化において、プロモーションのみ実施する場合の上限額は300万円とする

<お問い合わせ>

公益財団法人 佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター
技術振興課 TEL:0952-34-4413
E-mail: kenkyuu@sagaperch.jp

詳細はQRコードからご確認ください。



補助金を申し込む前に必ずお読みください!

- 補助金は中小企業者等の皆さまの**事業活動をサポート**するものです。
- 補助金の支払いは事業の実施を確認させていただいた後となります。
- 申請の方法や**補助の要件**については**募集要領を必ずご確認ください**。

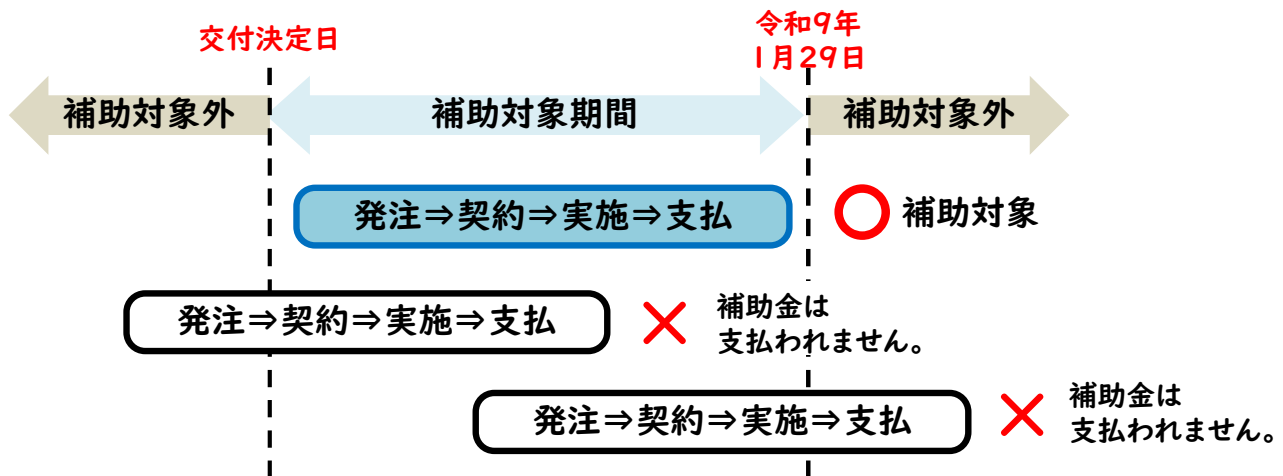
■ 補助金が支払われるまでの基本的な流れ



- ① 申請に必要な**書類をご提出**ください。
- ② 申請内容の**審査(プレゼンテーション)**を行います。
- ③ 審査を通過すると補助対象として採択し**交付決定を通知**します。
- ④ 補助事業の**中間検査(10月頃)**を行います。適正だと判断された場合、**概算払い**を請求できます。
- ⑤ 補助対象となる**事業を実施**し、その**報告(実績報告)**をしていただきます。
- ⑥ 適正に事業を実施できたかを**検査**して**補助金の額の確定**をします。
- ⑦⑧ 確定した金額の**請求書をご提出**いただき、補助金をお**支払い**します。

■ 補助対象期間の考え方

- 補助金には、その対象となる期間(**補助対象期間**)があります。
- 発注・契約・実施(購入)・支払(決済)を**期間内で行う**必要があります。



<お問い合わせ>

公益財団法人 佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター
技術振興課 TEL:0952-34-4413
E-mail: kenkyuu@sagaperch.jp